

確定申告の時期になりました

平成23年分の所得税および平成24年度の個人住民税の申告の時期になりました。この申告は、平成23年1月1日から12月31日までの所得について行うもので、個人住民税および国民健康保険税の賦課資料や所得証明などに必要なものです。

平成24年1月1日現在で氷川町内に住所のある方で、所得税の確定申告が済んでいない方、給与収入のみで年末調整をされていない方は申告が必要となります。

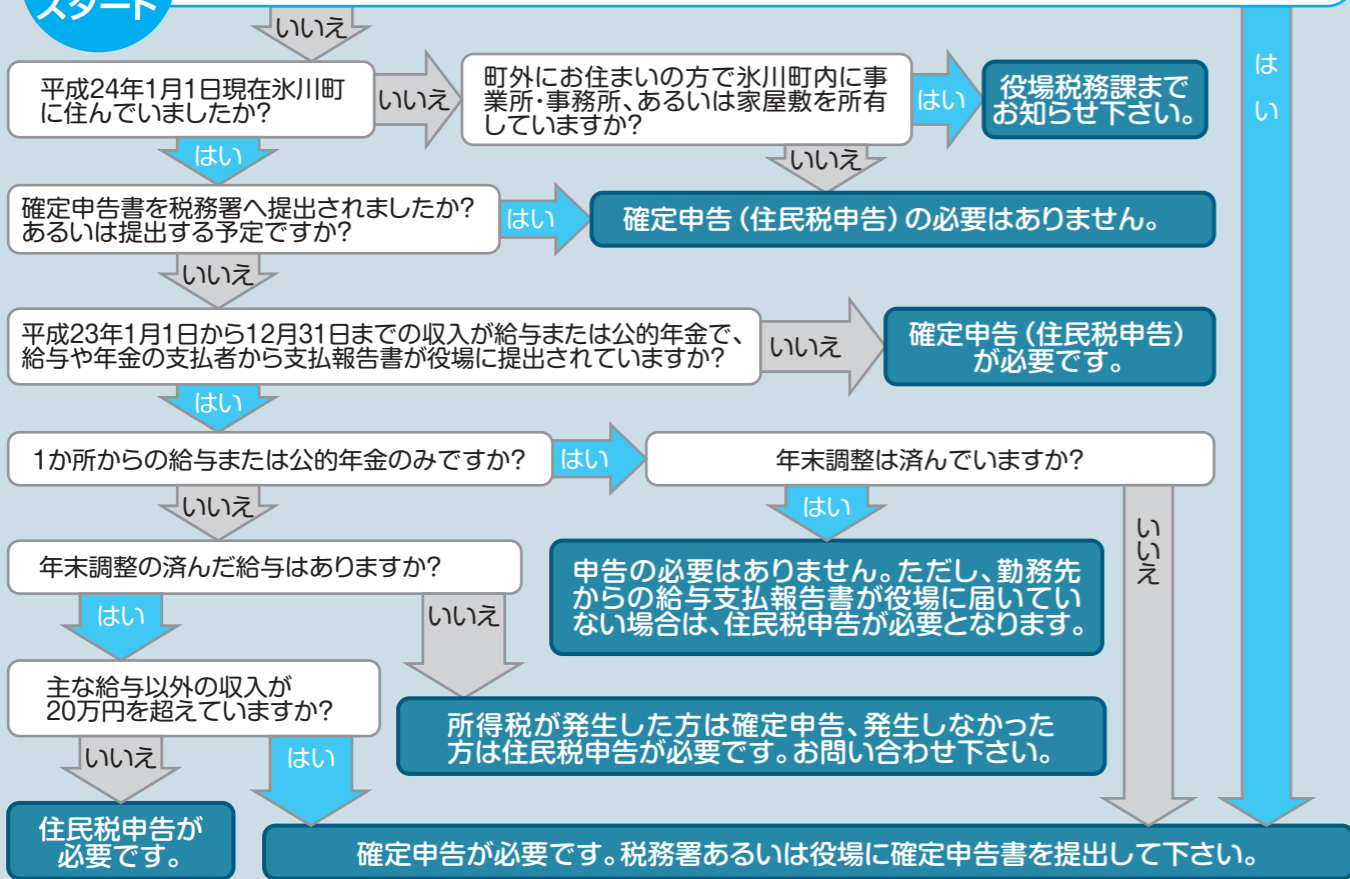
申告に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 源泉徴収票または収入を証明できるもの(給与収入の方で源泉徴収していない事業所などに勤務されている場合は、雇用主から給与の支払証明書をもらってください。)
- (3) 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書など支払額がわかる書類(ただし、平成23年中に支払ったものに限ります。)
- (4) 医療費控除がある人：医療費領収書(ただし、平成23年中に支払ったものに限ります。)、および生命保険などで補てんされた金額の証明書(領収書、レシートなど多数あるときは、医療機関ごとに分けてホッチキスなどでまとめ、それぞれ合計額および総合計を余白などに記入して持参ください。)
- (5) その他申告に必要な書類

申告相談日程表

受付日	受付時間	対象地区	会場	
2月 6日(月)	9:30~11:30	年金申告相談 竜北地区(吉野、野津)	氷川町役場 2階大会議室	
	13:30~16:00			
2月 7日(火)	9:30~11:30	年金申告相談 竜北地区(和鹿島)		
	13:30~16:00			
2月20日(月)	9:30~11:30	年金申告相談 梶・早尾・東上宮・西上宮・町・今・桜ヶ丘		氷川町宮原振興局 2階大会議室
	13:30~16:00			
2月21日(火)	9:30~11:30	年金申告相談 下宮・新村・宮園・有佐原田・川上・立神・河原・法道寺・高野道		
	13:30~16:00			
2月22日(水)	9:30~11:30	梶 早尾		
	13:30~16:00			
2月23日(木)	9:30~11:30	町・今 東上宮・桜ヶ丘		
	13:30~16:00			
2月24日(金)	9:30~11:30	西上宮・下宮 新村・宮園		
	13:30~16:00			
2月27日(月)	9:30~11:30	立神・川上 有佐・原田	氷川町役場 2階大会議室	
	13:30~16:00			
2月28日(火)	9:30~11:30	河原・法道寺・高野道		
	13:30~16:00			
3月 2日(金)	9:30~11:30	吉本・高塚 本山・中大野		
	13:30~16:00			
3月 5日(月)	9:30~11:30	迫・笹尾・北川 新田		
	13:30~16:00			
3月 6日(火)	9:30~11:30	北野津・反甫 西野津・立石		
	13:30~16:00			
3月 7日(水)	9:30~11:30	柳の江・島地 上鹿島		
	13:30~16:00			
3月 8日(木)	9:30~11:30	下鹿島 南鹿野・北鹿野		
	13:30~16:00			
3月 9日(金)	9:30~11:30	東網道・中網道 西網道・沖塘・若洲		
	13:30~16:00			

税務署から確定申告書が届きましたか?



税務署からのお知らせ

確定申告は早くお早めに

確定申告の時期が近づいてきました。平成23年分の所得税の確定申告期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までとなっています。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っていますので、申告と納税は、期限内にお済ませください。確定申告書の提出は、郵送などでもできます。

申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませてください。

国税庁ホームページで確定申告書等作成コーナーを提供しています

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載している確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書などを作成することが出来ます。

税務署の申告相談会場に出向かなくても作成した確定申告書などは印刷して税務署へ郵送などにより提出することが出来ます。

また、電子申告用データを作成すれば、電子申告(e-Tax)により申告などを行うことができます(贈与税を除く)。

なお、e-Taxを利用して所得税の確定申告をされると、

①本人の電子署名および電子証明書を付けて申告期限までに申告された方は、所得税の額から4,000円(その年の所得税を限度とします。)を控除することが出来ます(平成19年分から平成22年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。)

②医療費の領収書や源泉徴収票などの提出または提示に代えて、その記載内容を入力して送信することが出来ます(申告期限から5年間は、税務署長の要求に対し提出または提示義務があります。)

③電子申告を利用して申告された還付申告は早期処理しています(おおむね3週間程度)。

④e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です(証明書は電子ファイルの発行のほか、書面での発行も請求できます。)

詳細はe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

お問い合わせ先
八代税務署 ☎32-3141(自動音声案内)

